

改善計画の認定の取消しに係る運用について

平成24年3月29日付け鹿児島県環境林務部林業振興課長通知
改正 平成30年3月23日付け鹿児島県環境林務部森林経営課長通知

1 認定取消に該当する事項

認定要領「第8 改善計画の認定の取消し」に規定する次の事項に1つでも該当する場合は、認定を取り消すことができる。

ただし、天災等不可抗力によるものであって、やむを得ないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 改善措置の目標における事業量、雇用量及び労働生産性の目標値に対して、実績が7割に達しない場合(認定要領第8の1(1))
なお、認定要領第6の1の規定に基づく改善計画の変更の認定を受けた場合は、変更後の目標値とする。
- (2) 第4の1の各号の認定基準を満たさなくなると認められる場合(認定要領第8の1(2))
- (3) 改善措置を実施する見込みがなくなると認められる場合(認定要領第8の1(3))
- (4) 法令違反、不正行為、公益に反する事実等が確認された場合
(認定要領第8の1(4))

なお、上記に係る運用方針については、別表のとおりとする。

2 認定取消を判断する時期

認定取消に該当する前項の(1)及び(2)について判断する時期は、計画期間の目標年次(5年次)とする。

3 認定取消の手順

別紙のとおり

4 認定取消後の取扱い

認定取消の日の翌日から起算して1年間は改善計画の認定を行わない。

5 その他

上記2のただし書き、「天災等不可効力」については、豪雨や台風等による道路災害等により現場作業に著しく支障を来した場合などやむを得ない事由があった場合とする。

6 適用

この運用は、平成24年3月30日から適用する。

この運用は、平成30年4月1日から適用する。

(別表)

表 1 認定取消に該当する事項(要領第8の1)

取消に該当する事項	運用方針
(1) 改善措置の目標における事業量、雇用量及び労働生産性の計画期間の目標年次(5年次)の目標値に対して、実績が7割に達しない場合	① 事業量 「生産」(注1)、「造林」,「上記以外の林業」のそれぞれの計がいずれも7割に達しない場合 ② 雇用量 「生産」,「造林」及び「その他」の合計が7割に達しない場合 ③ 労働生産性 定めない。
(2) 第4の1の各号の認定基準を満たさなくなったと認められる場合	① 表2のとおり
(3) 改善措置を実施する見込みがなくなったと認められる場合	① 廃業、転業した場合 ② 実施状況報告を出さない場合 ③ 改善計画の内容を実行しない場合 など
(4) 法令違反及び不法行為、その他公益に反する事実等が確認された場合	① 重大な法令違反及び悪質な不正行為、その他公益に反する事実等が確認された場合 ② 文書による行政指導を受け、是正措置を講じない場合

表 2 認定基準(要領第4の1)

認定基準	運用方針
1 次に記載する認定基準の全てを満たすこと。	
(1) 計画の終期において通年雇用者(年間180日以上)を5名以上有し、賄える事業量が計画されていること。	① 年度途中の採用者等については、雇用契約において雇用期間の定めがなく、かつ、通年的に年間180日以上雇用すると認められる者は、通年雇用者と見なす。
(2) 改善措置の目標が現状(注2)より向上するものであること。	① 次のいずれかに該当すること。 ア 事業量 「生産」,「造林」又は「上記以外の林業」の計について、主たる事業が現状を上回ること。 イ 雇用量 「生産」,「造林」,「その他」の合計が現状を上回ること。 ② 労働生産性 定めない。 ③ 林業現場作業職員数 定めない。
(3) 改善計画が申請者の経営能力、資金計画等を総合的にみて実現性が高いこと。	① 総合的に判断
(4) 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化の中からそれぞれ1つ以上の改善措置について取り組まれていること。 なお、募集・採用の改善については、他の雇用管理の改善と併せて取り組まれていること。	① 同左
(5) 改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合すること。	① 常時10人以上の労働者を使用する場合に就業規則を作成していることなど
(6) 基本計画に照らして適切であること。 ア 計画の終期において、雇用する林業労働者に対する通年雇用者の割合が概ね75%以上であること。(運用2の(1))	① 「概ね」は30%の減少まで認める。 ② 52%以上であること。
イ 計画の終期において、通年雇用者に対する月給制の割合が概ね30%以上であること。(運用2の(2))	① 「概ね」は30%の減少まで認める。 ② 21%以上であること。
ウ 前項ア及びイの要件の全てを満たしている場合は、雇用者又は事業量が1割以上増となる計画であること。(運用2の(3))	① 雇用者は、通年雇用者とする。 ② 事業量は、「生産」又は「造林」の計について、主たる事業が現状に対して10%以上増となること。
(7) 林業労働者の委託募集に際し、林業労働者の利益に反しないものであること。	① 総合的に判断
(8)-1 雇用管理者が選任されていること。	① 同左
(8)-2 林業労働者を雇い入れたときは、当該林業労働者に対して、雇用に関する文書の交付をすることとしていること。	① 雇用に関する文書を交付していること。

注1：平成23年9月30日以後に認定された改善計画については、「生産」は「素材生産業」、「造林」は「造林業」、「その他」は「上記以外の林業」と読み替える。

注2：現状とは、改善計画の様式2の2(4)に記載している事業内容である。

(別紙)

改善計画認定から取消しに至る手順

- ① 認定事業主は、毎事業年度毎に「改善措置実施状況報告」を支援センターに提出
- ② 主に支援センターが改善指導。必要に応じて地域振興局・支庁と連携
- ③ 5年次までに「事業量」,「雇用量」,「労働生産性」の目標値を3割を超えて減じる場合は、必要に応じて変更計画の作成を指導
- ④ 認定事業主は、必要に応じて変更計画を申請
- ⑤ 認定事業主は、5年次の実績を森林経営課に報告
- ⑥ 報告数値に基づき、書類審査。必要に応じて実地審査・意見聴取
- ⑦ 取消事項に該当した場合は、取消通知を送付
- ⑧ 認定事業主は、3か月以内に審査請求をすることができる
- ⑨ 認定が取り消された場合は、1年間認定を行わない。

<改善計画の指導・認定の取消しの流れ>

